

エコフィードに 取り組んでみませんか？

(食品業者向けパンフレット)

長崎県畜産課
(R2. 9作成)



規格外バレイショ



シロップ廃液



豆腐粕



醤油粕



みかんジュース粕



麺くず



パンくず



焼酎粕



焼酎粕の肉用牛への給与

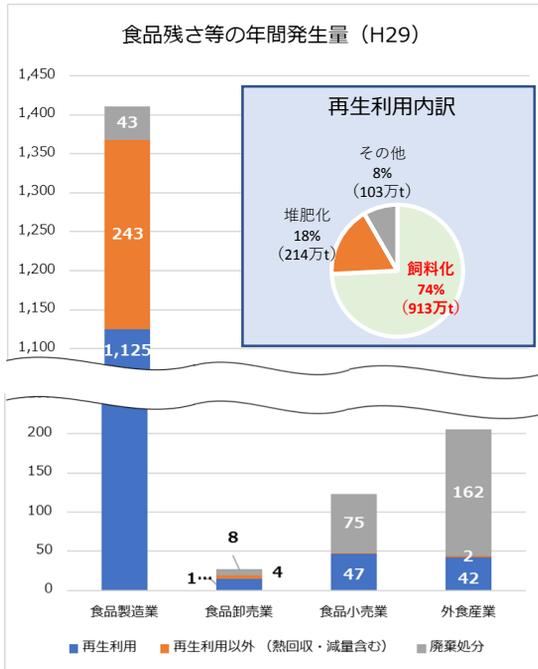
県内で利用されているエコフィード原料等

大量の食品残さ等が廃棄処分されています

平成29年度に、全国の食品産業において、約1,770万トンもの食品残さ等が発生しており、うち300万トンが再生利用されないで焼却・埋立等廃棄処分されています。

特に、分別が困難である等の理由により、食品卸売・小売・外食産業における再生利用等※実施率が低い現状です。

※ 再生利用等とは、発生抑制、再生利用（飼料化・堆肥化等）、熱回収、減量等（乾燥・脱水・発酵・炭化）をいいます。



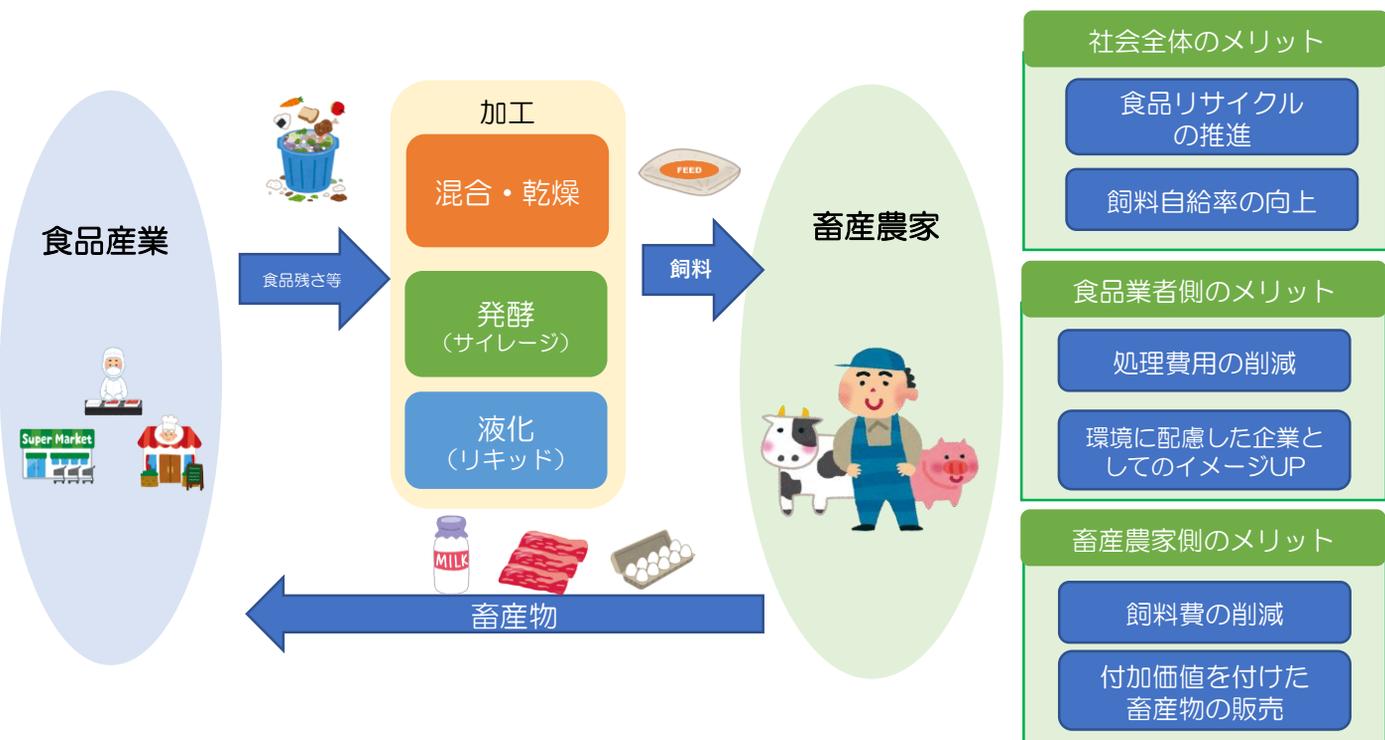
＜食品リサイクル法の概要＞

- 主務大臣による基本方針の策定
 - 再生利用等実施率の目標設定(食品製造業**95%**、食品卸売業**70%**、食品小売業**55%**、外食産業**50%**)
- 食品事業者毎による再生利用等の実施
 - 個々の食品事業者毎に再生利用等の実施率目標を設定
 - 食品廃棄物等の多量発生事業者（年間100t以上）の定期報告（食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況の報告）の義務
- 再生利用を促進させるための措置
 - 再生利用事業者の登録制度
 - 再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の認定制度

エコフィードは食品残さ等を飼料としてリサイクルする取組です

エコフィードは、食品残さ等を飼料としてリサイクルする取組です。

食品残さ等を有効活用することで、食品リサイクルの推進や飼料自給率の向上につながります。



エコフィードの原料として利用できるもの



牛等で利用可



動物性たん白質を含まないもの（パン、麺くず、おから、野菜くず等）

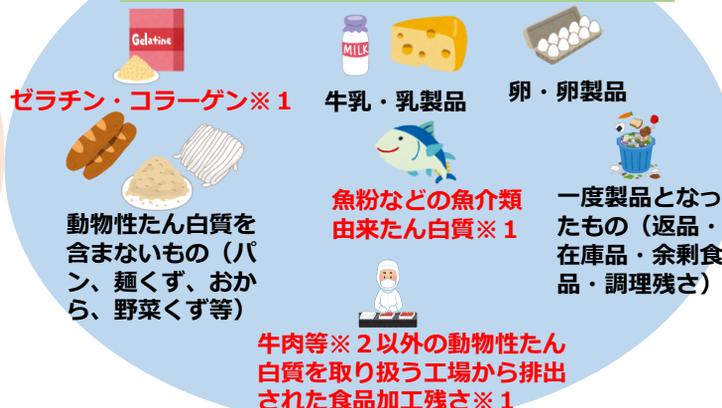
牛乳・乳製品

卵・卵製品

ゼラチン・コラーゲン※1



豚、鶏で利用可



ゼラチン・コラーゲン※1

牛乳・乳製品

卵・卵製品

動物性たん白質を含まないもの（パン、麺くず、おから、野菜くず等）

魚粉などの魚介類由来たん白質※1

一度製品となったもの（返品・在庫品・余剰食品・調理残さ）

牛肉等※2以外の動物性たん白質を取り扱う工場から排出された食品加工残さ※1

※1 生肉、牛肉等が完全に分離された製造工程から排出されたものであるか等の基準に適合し、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものに限る。

※2 牛肉等とは、牛、めん羊、山羊、鹿由来たん白質をいう。

食品残さの飼料利用に係る規制見直し

近年のアフリカ豚熱（ASF）を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、関係法令等が一部改正され、令和3年4月1日に施行されます。

	飼料安全法	家畜伝染病予防法
現行	<p>【通知：エコフィードガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> （食品残さ等利用飼料の製造において）生肉等が混入している可能性があるものは、70℃30分以上又は80℃3分以上加熱処理すること 	<p>【施行規則：飼養衛生管理基準（豚及びいのしし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に70℃30分以上又は80℃3分以上の加熱処理が行われたものを用いること
見直し後	<p>【成分規格等省令】</p> <p>（肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料は）</p> <ul style="list-style-type: none"> 攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上（※）の加熱処理を行うこと 加熱処理の記録の作成・保管を行うこと 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講じること 	<p>【施行規則：飼養衛生管理基準（豚及びいのしし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたもの（攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上（※）の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられている等）を用いること 処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと

※同等以上の効果を有する方法として、95℃19分間以上又は100℃6分間以上を保つ方法が挙げられる。

取り組む前に、以下のガイドライン、関係法令を確認してください

「食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン」

(HP) http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/r2_2496.html

廃棄物処理法

食品業者が畜産農家へ処理委託する場合などにおいて、同法に基づく許可（収集・運搬、処分等）が必要

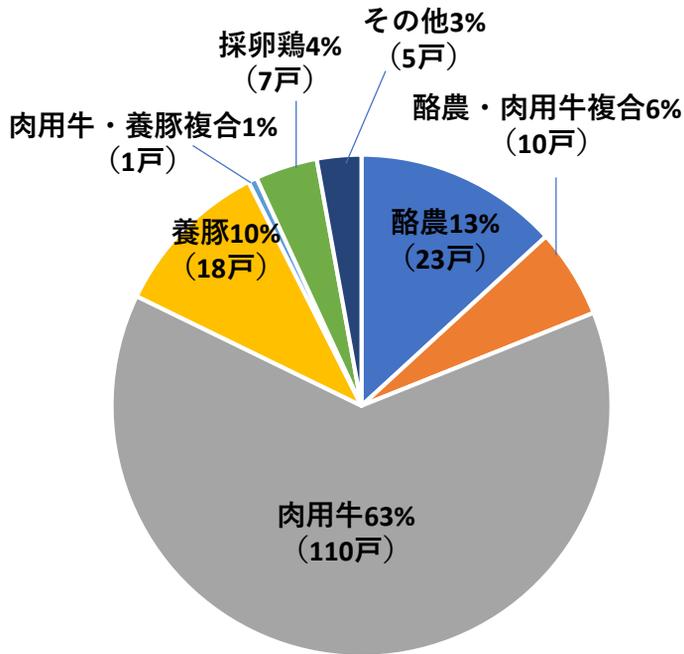
食品リサイクル法

同法に基づく再生利用事業者登録及び再生利用事業計画の認定を受けた場合、廃棄物処理法、飼料安全法及び肥料取締法上の特例措置（運搬先の許可や製造・販売届出の不要等）

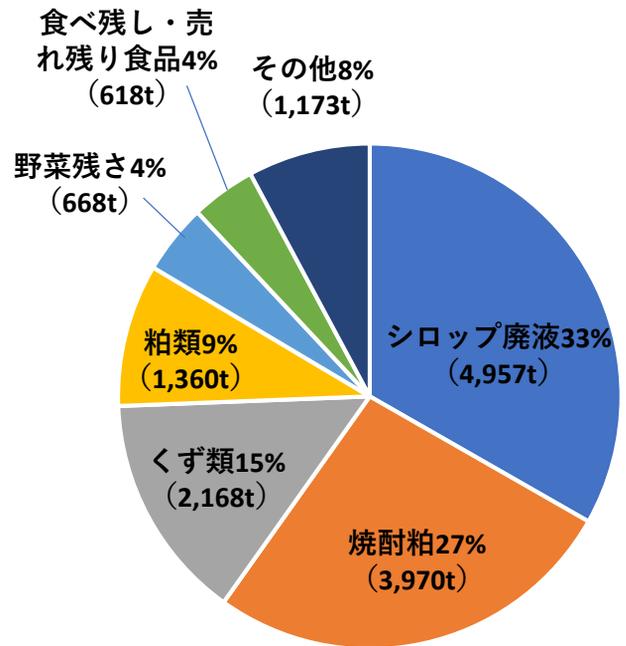
県内では多くの食品残さ等がエコフィードとして利用されています

豆腐粕や醤油粕、焼酎粕、麵くず、パンくずなど、年間約15,000 tの食品残さが、エコフィードとして利用されています。（H30年度）

エコフィード利用戸数



エコフィード利用量（総量）



県ではエコフィードの普及に向けて取り組んでいます

未利用資源の活用

県研究機関（農林技術開発センター畜産研究部門）における、低・未利用資源を活用した肥育豚生産技術の開発（H30～R2）

エコフィード原料の確保

個別マッチング（H30～）

食品残さの飼料化を推進するため、食品業者における排出状況の聞き取り及び畜産農家やエコフィード製造業者の紹介

エコフィードに関心のある方は、
県畜産課へご連絡ください



【お問い合わせ先】長崎県畜産課

TEL : 095-895-2954

FAX : 095-895-2593